

令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務 委託契約書 (案)

委託業務の名称 令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務
業務の内容 別紙「令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。
委託料の額 金 _____円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 _____円)
委託期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
契約保証金 金 _____円 (又は免除)

上記の業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「_____」を乙(以下「乙」という。)として、次の条項に定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 乙は、頭書の仕様書に基づき、頭書の契約の金額(以下「委託料」という。)をもって、頭書の契約の期間(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部(主たる部分に限る。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(契約の変更等)

- 第4条 甲は、必要と認めるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要

があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(損害負担)

第5条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第6条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第15条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の完了を得たときは、遅滞なく書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を速やかに乙に通知するものとする。

- 3 前項の検査の結果不適合となったときは、乙は遅滞なく甲の指示に従って是正措置を講じ、甲の再検査を受けなければならない。是正措置に要する経費は乙の負担とする。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

- 4 第2項の検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

- 3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めるときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し

出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から支援利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙はこれに応ずるものとする。
- 4 第2項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 5 甲の責に帰すべき事由により、前条第1項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

（契約不適合責任）

第10条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に限り、乙に対して、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

（甲の催告による解除権）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 履行期限内にこの契約を履行しないとき又は履行期限後相当の期間内に履行の見込みがないとき。
- 二 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（甲の催告によらない解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲

はその賠償の責めを負わない。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかなきとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島

県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(乙の催告による解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- 一 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達することができないとき。
- 二 甲の責めに帰すべき事由により乙が契約を履行することができないとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。

また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 第11条及び第12条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(遅延利息等の相殺)

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考と

なるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(談合による損害賠償)

第17条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第18条 乙は、代表者に変更があったときは、遅滞なく代表者変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

(個人情報保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を
保有する。

令和7年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀雅雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄す

る場合は、当該個人情報に復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この

場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務 委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「県」という。）が委託する令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務

2 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、温室効果ガスの排出量の削減が必要であり、特に県内企業における脱炭素の取組が必要不可欠である。また、国においてはGXに関する動きも活発化し、国内企業では取引先にも温室効果ガス排出量の削減を要請する事例が見られているなど、脱炭素経営は喫緊の課題になっている。

しかしながら、県内企業は、震災からの復興や物価高騰対策、人材不足に伴う事業承継、DX化の推進など、多くの経営課題に直面しており、脱炭素経営へのシフトは、特に中小企業を中心に進捗が遅れている状況にある。

このため、県内企業の脱炭素化を支援することを目的として、県内の金融機関や経済団体、行政、その他関連団体から組織する「(仮称)福島県地域脱炭素推進コンソーシアム」を運営するとともに、脱炭素経営に関するセミナー開催、温室効果ガス排出量の見える化モデルの創出などの業務を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を基本として実施し、追加提案（任意）があれば盛り込むこととする。詳細は委託者である県、受託者双方協議の上、定めるものとする。

(1) (仮称)福島県地域脱炭素推進コンソーシアムの運営

県が令和6年度中に設立する予定の「(仮称)福島県地域脱炭素推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」に関する次の業務を行うこと。なお、コンソーシアムの概要は別紙のとおり。

ア 運営事務局の設置・運営

コンソーシアムに係る会議体の企画運営や、県内企業からの相談窓口に関する事務局を設置すること。

イ コンソーシアムに係る運営会議の企画、開催・運営

コンソーシアムに係る各種会議について、目的や各会議体における役割を達成するために必要かつ実効性のある会議を企画するとともに、構成員との連絡調整のもとで会議を開催・運営すること。なお、開催方式及び実施回数等については効果的なものとする。

また、会議の開催・運営にあたっての必要な資料作成や情報収集、会場や資機材の確保、議事録作成等についても業務に含むこと。

ウ コンソーシアム設立式の企画、開催・運営

コンソーシアムが令和7年秋頃に予定している設立式について企画し、出席者等との連絡調整のもとで開催・運営を行うこと。設立式は、県が別途行う会議（200～300名規模）との併催を想定している。

なお、設立式の開催に必要な費用（旅費や謝金の支払い、会場や資機材の確保等）についても業務に含むこと。

エ 相談窓口の開設

温室効果ガス排出量の見える化や、排出量削減に向けた計画の策定、削減実行に係る補助金・融資制度など、県内企業の脱炭素経営に関する専用相談窓口（メール及び電話）を事務局に設置するとともに、設置を周知するためのチラシを電子媒体で作成すること。

なお、専用相談窓口は年末年始・土日・祝日、お盆休み等を除く、9時～16時までとする。また、専用相談窓口に相談のあった内容はすべて記録し、県に提出するものとする。

(2) 脱炭素経営セミナーの開催

県内企業の脱炭素経営やESG投融資の必要性を啓発し、実践を促すためのセミナーを県内企業向け、支援機関（金融機関や経済団体の担当者）向けに開催すること。開催にあたっては各企業、金融機関、経済団体等が開催する会議情報等を把握し、より多くの関係者が集まる機会を捉えて開催するなど、効果的な人材育成機会を提供する開催方式とすること。なお、セミナーは県内企業向けに3回以上、支援機関向けに1回以上行うこと。

また、会議の開催・運営にあたっての必要な資料作成や情報収集、アンケート調査、会場や資機材の確保、議事録作成等についても業務に含むこと。

(3) 温室効果ガス排出量の見える化ツールの配付

(2)のセミナー参加企業等のうち、50社を対象として温室効果ガス排出量「見える化」ツールの配付を行い、「見える化」支援を行うこと。配付する「見える化」ツールは市販のものとし、クラウドサービスのアカウント等の場合、少なくともScope1及び2を算定できるもので、一定期間のライセンスを配布すること。

また、配布先企業に対して、アンケート調査を行うとともに、ツールで入力・出力された情報について、企業からの同意のもとで収集し、企業規模や業種毎の傾向を分析・報告すること。

(4) 脱炭素経営モデル事例の創出

県が別途募集する、県内の脱炭素経営に向けたモデルとなる企業（県内10社程度）に対して、温室効果ガス排出量の算定や、結果を踏まえた削減計画の策定、計画に基づく削減実行に関する支援を行うこと。具体的には、温室効果ガス排出量の算定のための省エネ診断士の派遣、削減計画策定のひな形の提供、削減計画の実行に当たっての融資や補助などの情報提供等を行うものとする。

なお、削減計画の策定にあたっては、モデル企業とも十分に相談し、事業規模に合わせたものとなるよう努めること。

7 提出物

(1) 業務着手届 (様式第1号)

任意様式により工程表及び責任者・担当者一覧を添付すること。

(2) 成果品等

ア 業務完了届 (様式第2号)

イ 業務実施報告書 (任意様式)

実施した業務内容についてまとめた報告書を作成し提出すること。

ウ その他

その他提出物については県と協議すること。

(3) 提出方法

紙媒体で各1部提出すること。また、関係する電子データをDVDで納品すること。なお、電子データの納品に当たってはPDF形式のものに加えて、WORD、EXCEL、POWERPOINT形式等の編集可能なものも含めること。

(4) 提出先

環境共生課

8 その他

(1) 受託者は、本業務の期間中、県との間で随時打ち合わせを行う。

(2) 必要な資料及び情報の収集等は業務に含まれる。なお、本業務の遂行上必要なものとして関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行うこと。

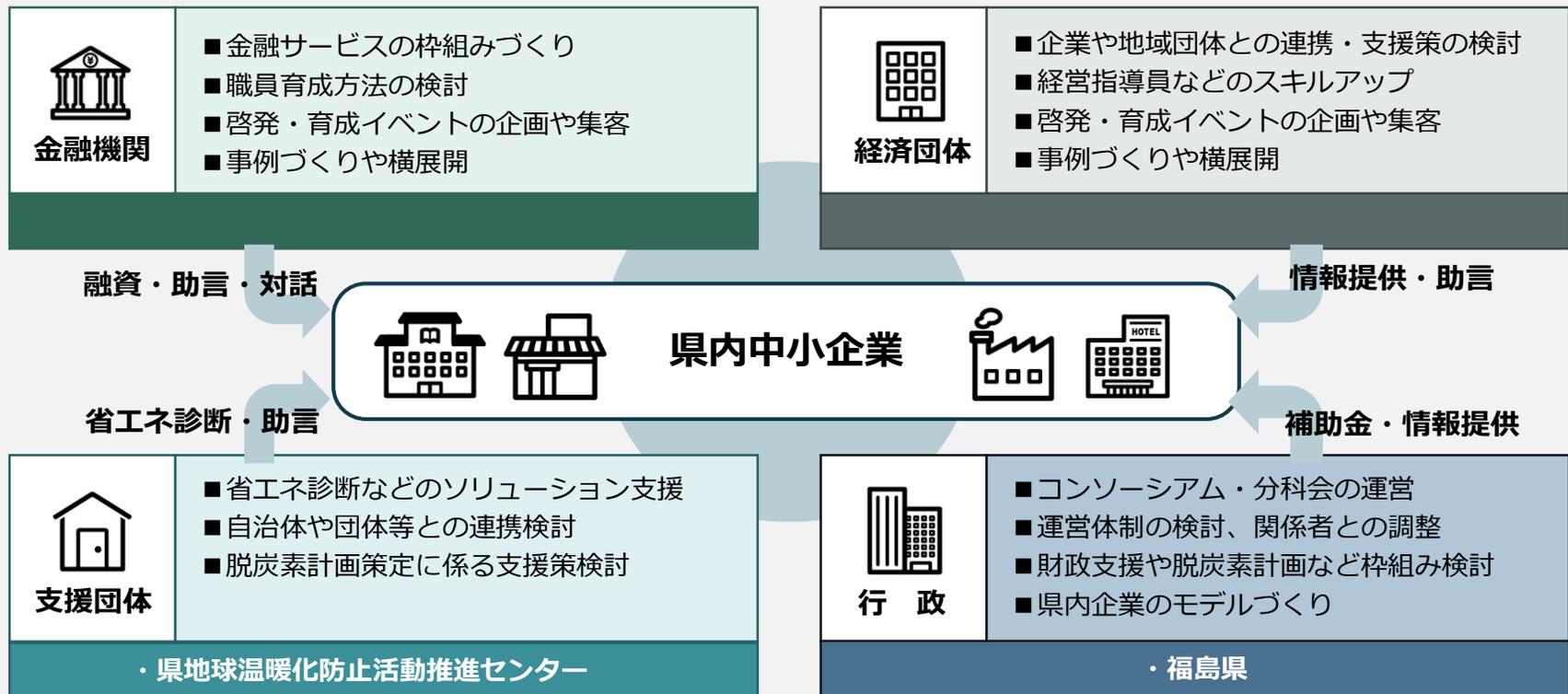
(3) 業務に係る記録については、ホームページや報告書等で外部公表する可能性があるため、関係者から事前に了承を得ておくこと。

(4) 業務の実施に当たり、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(仮称) 福島県地域脱炭素推進コンソーシアムについて

- 県内の金融機関や経済団体、行政、その他関連団体がそれぞれ得意分野を持ち寄り、県内企業の脱炭素化を後押ししていくための仕組みづくりや、支援のための具体的な取組などについて共有・議論し、実行していくための支援体制「(仮称) 福島県地域脱炭素推進コンソーシアム」を令和6年度内に設立予定。

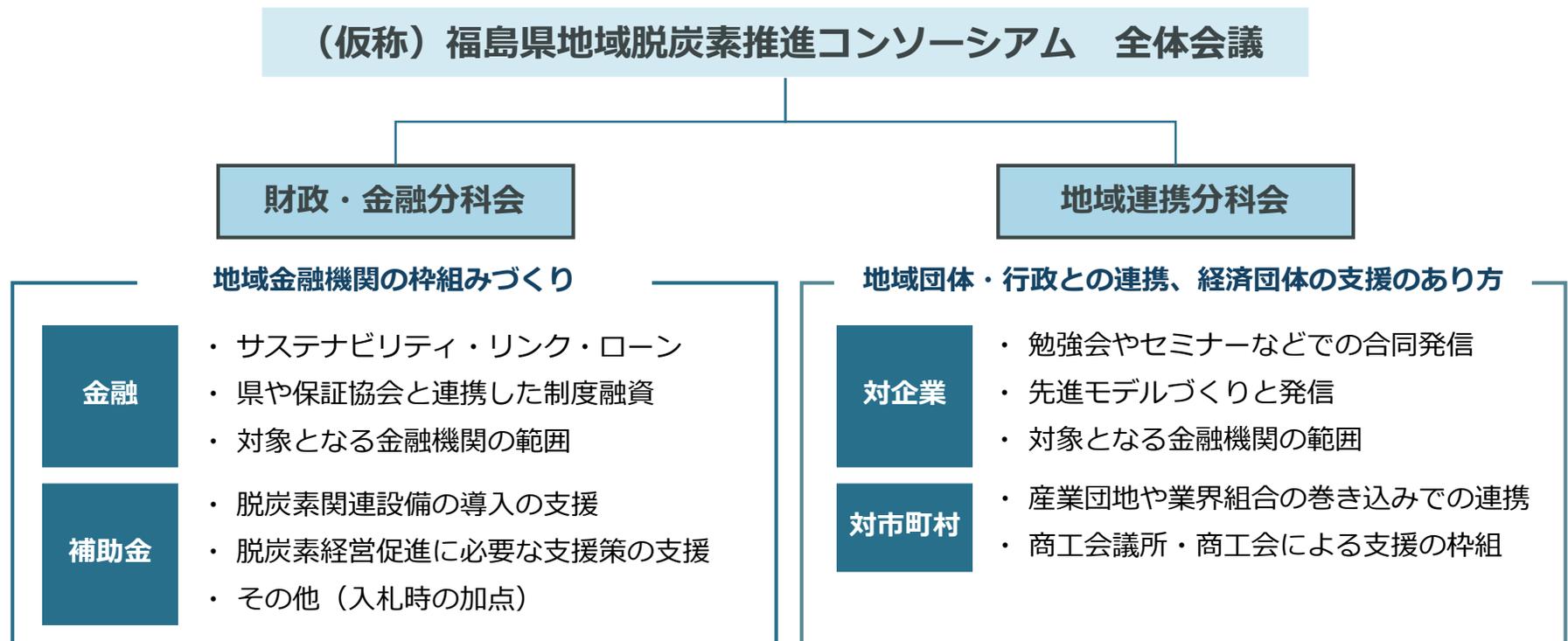
(仮称) 福島県地域脱炭素推進コンソーシアム



※構成員は今後、追加することも視野に入れている。

(参考) 支援体制の充実 (分科会の設置) について

- 県内企業の脱炭素化を後押ししていくための仕組みづくりや、支援のための具体的な取組などについて具体的に議論するため、コンソーシアムに「**財政・金融分科会**」、「**地域連携分科会**」を組織。



様式第1号

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住 所
名 称
代表者

業務着手届

令和 年 月 日付で契約を締結した下記委託業務について着手したので、
届け出ます。

記

1 委託業務の名称
令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託の期間

着 手：令和 年 月 日

履行期限：令和 年 月 日

4 着手年月日

令和 年 月 日

様式第2号

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住 所
名 称
代表者

業務完了届

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した業務について、下記のとおり完了したので、成果品を添えて報告します。

記

1 委託業務の名称

令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業業務

2 契約金額

円

(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

3 委託業務の着手及び完了年月日

着手： 年 月 日

完了： 年 月 日

4 成果品等

業務実施報告書、制作物等 (別添のとおり、電子データ含む)